

取 扱 注 意		
解禁日時	新聞・ラジオ・テレビ・インター ネット	3月17日17時メ ド
	ただし、国文化審議会終了後	

国登録有形文化財（建造物）に係る答申について

・寒川町の文化財で初めて国登録有形文化財の登録が答申されました

国の文化審議会（会長：佐藤 信^{さとう まこと}）は、3月17日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに147件の建造物を登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申しました。この内、寒川町で初めて町内に所在する2件1箇所^{きゅうひろたいいんおもや}の文化財について答申がありました。登録を答申された2件の名称及び概要は、次のとおりです。

旧広田医院主屋（写真1）

旧広田医院門柱及び塀（写真2）

所在地 高座郡寒川町一之宮^{いちのみや}

所有者 個人

建築年代 主屋：大正15年／昭和4年増築、同21年改修、同30年代増築
門柱及び塀：昭和4年／平成30年改修

数 量 2件（1箇所）

特 徴 等 主屋は大山街道沿いの旧家の洋館付和風住宅。平屋建和館部は田の字型間取り^{ひらやだて}で伝統的。二階建洋館は外壁を下見板張^{したみいたばり}、一階に医院諸室を配し、X線室は
大壁漆喰仕上^{おおかべしゅくいしあげ}。二階は床構え付10畳座敷に巡らした縁廊下に上下窓を開く。
地域の医院として親しまれた佇まい。

門柱及び塀は大山街道に開くコンクリート造門柱と塀基礎部分。門柱は太い角柱で、上部兜巾型^{とくしんがた}で江戸切仕上の元は門扉付。袖柱を塀端部に立てて袖塀で塞ぎ、潜戸口^{くぐりど}を設ける。塀基礎は切石風モルタル仕上、元は板塀を載せた。医院表構えに相応しく重厚で歴史的景観を形成。

基 準 登録有形文化財登録基準1号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）

写真1 旧広田医院主屋



写真2 旧広田医院門柱及び塀



問い合わせ先

教育政策課 課長 高橋陽一 ☎0467(74)1111 内線 510